

# LTC 友の会規約

## 第1章 総則

- 第1条(名称) 本会は LTC(Language Training Circle の略)友の会と称する。
- 第2条(事務局) 本会は、事務局を東京都杉並区高円寺に置く。
- 第3条(目的) 本会は杉並区内に在住、在勤、通学する外国人を対象に日本語支援を通じて国際的な相互理解と親善友好を促進することを目的とする。
- 第4条(会員) 本会の会員は、第3条の目的に沿って活動する日本人ボランティアをもって構成する。
- 第5条(事業) 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 外国人学習者に対する日本語教室の設置と運営
  2. 日本人ボランティア会員に対する研修
  3. 相互理解と友好のための各種行事

## 第2章 役員・委員

- 第6条(役員) 本会に、代表1名、副代表1名、会計2名、監査1名を置く。  
各役員は以下の職務を行う。
- 代表……………会の代表として会務を総括する。
- 副代表……………代表を補佐し、会全体の運営に努める。
- 会計……………会の財務を担当する。
- 監査……………会計事務を監査し、会の収支を定期総会に報告する。
- 各役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。
- 第7条(委員) 各教室にそれぞれクラス幹事、運営委員、会計委員を置く。各委員は以下の職務を行う。
- クラス幹事……………各教室の運営や各種行事の遂行に努める
- 運営委員……………各教室のクラス幹事を補佐し、教室の円滑な運営に努める。
- 各委員の任期は1年とし、会員が輪番で担当する。

## 第3章 総会

- 第8条(総会) 総会は、全会員をもって構成する。
- 総会は、定期総会(毎年5月第3日曜日に開催)および臨時総会とする。臨時総会は、代表が必要と認めたとき、全会員の2分の1以上から請求があったときに開催する。
- 定期総会では、以下の事項を審議し、決定する。
- (1)当該年度の活動報告と決算報告
  - (2)次年度の活動計画と予算
  - (3)役員・委員の選任と解任
  - (4)規約の変更に関する事項
  - (5)その他の重要事項
- 総会は全会員の2分の1以上の出席をもって開催される。ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。
- 総会の議事は出席した会員の過半数をもって決する。

## 第4章 会計

- 第9条(会計) 本会の経費は、会員の会費、学習者の受講料、公的助成金及び寄付金をもってあてる。
- 第10条(会計年度) 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

## 附則

この規約は、平成24年5月20日から適用する。